

別表(工事成績評定要領第5条関係)

考査区分

( ) = 建築工事

評 定 者	項 目	細 別
監督員 【別紙-1(4)】	施工体制	施工体制一般・配置技術者
	施工状況	施工管理・工程管理・安全対策・対外関係
	出来形及び出来ばえ	出来形・品質
	創意工夫	創意工夫
主任監督員 【別紙-2(5)】	施工状況	工程管理・安全対策
	工事特性	施工条件等への対応
	社会性等	地域への貢献等
	法令遵守等	
検査職員 【別紙-3(6)】	施工状況	施工管理
	出来形及び出来ばえ	出来形・品質・出来ばえ

○工事成績評定表(第4号様式)作成上の留意事項

1. 要綱運用上の処理

- (1) 「工事成績評定要領」により、1件の当初請負金額が1,000万円以上の建設工事を対象とし評定する。
- (2) 主たる工種で評定する。なお、複数工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (3) 評価値(%)は、少数第2位を切り捨て、少数第1位まで記入すること。
- (4) 評定表は工事等担当課において検査を実施する日までに所要事項を記載し検査職員に提出する。
- (5) 創意工夫及び工事特性の評点は工事全体を通じて、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評価内容の記述方法とし、加点点評価のみとする。
- (6) 社会性等の評価では地域への観点から、加点点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点点評価のみとする。
- (7) 法令遵守等の評価は、主任監督員が記入する。
- (8) 考査項目ごとの採点は、監督員は「別紙-1(4)」、主任監督員は「別紙-2(5)」、検査職員は「別紙-3(6)」によるものとし、検査職員の評価に先立ち、監督員・主任監督員が記入する。
- (9) 請負金額(最終)は完成検査のみ記入する。
- (10) 出来形(部分引渡し)の場合は、監督員、主任監督員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い評定する。
- (11) 中間、出来形検査時の評定に当たって進捗が少ないなど、評定することが不適当な場合は評定しないことが出来る。  
この場合は、工事成績評定表の所見欄にその理由を記すと共に、後の検査時の評定のため必要に応じて、「考査項目別運用表」の品質及び出来ばえについて可能な範囲の記入を行い、工事成績評定表に添付する。

2. その他の処理

工事成績評定表(第4号様式)は完成検査後、工事等担当課において保管する。